

京都市告示第 153 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 27 日付けで認可した大原戸寺町会について規約変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 5 月 15 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 目的及び活動

変更前	変更後
第 2 章 目的及び活動 (目的) 第 4 条 (6) その他会の目的に必要な事業 及び連絡に関する事。こと。	第 2 章 目的及び活動 (目的) 第 4 条 (6) 市民農園・とでらの里の楽農 園の開設・運営に関する事。こと。 (7) その他会の目的に必要な事業 及び連絡に関する事。こと。

(文化市民局地域自治推進室)